

紹介状なしで受診する場合等の患者負担（非紹介患者加算料）について

地域医療支援病院である当院では、紹介状なしで受診される場合などに、「非紹介患者加算料」が必要となります。

国の診療報酬改定に伴い、令和4年10月1日から、非紹介患者加算料を次のとおり改定いたします。

【初診】

他の保険医療機関からの紹介状をお持ちにならない場合

(税込)

	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
医科	5,090円	7,700円
歯科	3,060円	5,500円

【再診】

当院から他の医療機関への文書による紹介を行った後、ご自身の選択により、当院を受診された場合（受診の都度）

(税込)

	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
医科	2,550円	3,300円
歯科	1,530円	2,090円

■ 次の場合は、非紹介患者加算料の対象外です。

- 国の公費負担医療制度の受給者
- 地方単独の公費負担医療制度（特定の障害や疾病等に着目するもの）の受給者
- ※こども医療費等、ひとり親家庭等医療費の受給者は、非紹介患者加算料が必要です。**
- 当院の他の診療科から院内紹介されて受診する方
- 特定検診、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方
- 救急車又はドクターヘリで搬送された方
- 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者
- ※救急受診も、医師が緊急性を要しないと判断した場合は、非紹介患者加算料の対象となります。
- 治験協力者、労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方

など

※新型コロナウイルスの感染が疑われるため発熱外来を受診される方も、非紹介患者加算料の対象となることがあります。（保健所、厚生センターの指示を受けている場合を除く。）